

宇多院歌壇の構造

— 平安前期貴族文壇の研究 —

工藤重矩
(一九七九年九月五日 受理)

われるが、これは基本的には動くことのない理解であろう。

寛平九(887)年七月三日、宇多天皇は位を敦仁親王に譲った。三十一歳。上皇となって後も、道真等旧臣を通じて国政に関与し⁽¹⁾、かつ比較的自由な立場を得て遊覧御幸・遊宴等を恣にしたので、内裏に劣らぬ文化圏を構成した。醍醐朝は、内裏と院という二つの焦点を持つ橿原の文化圏である。始めは院が大きく、しだいに内裏が大きくなつてゆくが、延長八(930)年醍醐天皇、承平元(931)年法皇と相次いで崩するまで、その基本的構図は変らない。今ここに、そのような宇多院をとりあげて、その文学的生活―生活の文学的側面のあり方を検討しようとするのは、それによってこの時代の上流貴族の文壇の特徴を典型的に知りうるのではないかと考へるからである。

橋本不美男氏は『院政期の歌壇史研究』において、和歌を核とした意識的集団としての歌壇が形成されるのは白河院から堀河院にかけての頃であるとされ、それ以前の状態は、後宮歌壇とか摂関家歌壇とか称されるごとく、生活の中に無意識のうちに歌壇的集団が成り立っていたと言

ふ。宇多院の場合、身分は上皇(法皇)であるから、上皇としての生活が文学的生活にも影響しないはずはない。とすれば、常識的に考えて、法皇と地下人(たとえば貰之)であり朝廷であるが)どが自由に隔てなく交渉することはありえないであろう。ところが、宇多院の社交圏について、風流法皇の許に風流人士が集まつた、開放的なものと理解される傾向がある。このような理解は前の原則からもはずれるし、事実もまたそうではない。このような院の社交圏(文壇というも同じことである)についての誤解を修正することと共に、生活集団としての宇多院文壇の実態を明らか

かにすることによって、平安前期文壇（本稿では歌壇に限ることになる）の構造をより明確なものにしたいと考える。

二 国泰元年宮の瀧御幸の陪從者

宇多法皇関係の文学的行事がどのような人々によつて構成されているか、一、二の事例についてみよう。文学的行事といつても、歌合などの特別な場合以外は、ある一連の行事の中に文学的なものが存在するといふにすぎないが、そのような在り方こそが、この時代の特徴でもあるから、一人一人についてあまり作品の有無（といつても現在残っているかいなかということだが）には拘らないことにする。

文学的行事といえば、詩宴を第一とすべきであろう。法皇は退位直後から朱雀院などでしばしば詩宴を催しているが⁽³⁾、参加者の名は道真・長谷雄など少数の者が判明するのみで、実態は必ずしも明らかでない。そこで、詩宴はひとまずおいて、参加者の主要な者の全員が判つている国泰元（898）年の宮の瀧御幸について、参加者の構成を検討しよう。

この御幸は十月二十一日から十一月一日にかけて行われ、その路々、陪從する者に和歌を詠ましめていて、現在、十人十九首の和歌が知られている。和歌史的にも著名な御幸である⁽⁴⁾。事の次第は「扶桑略記」所引の道真の御幸記、紀長谷雄の競狩記（『紀家集』『図書寮叢刊平安鎌倉末刊詩集』所収）などによつてあらまし知ることができる。今は御幸の一々に触れることはせず、陪從者についてのみ検討する。

陪從者は、貞数親王（扶桑略記は是貞とするが、競狩の場面にも貞数がある）、紀家集を探る）、菅原道真（正三位權大納言）、源昇（從四位上參議勸解由長官）、藤原清経（從四位上右兵衛督）、在原友子（從四位下左近中將）、源善（從四位下右近中將）、藤原春仁（備前介）、藤原恒佐（左馬助）、脈）である。

藤原如道（右衛門權佐）、源敏相（中宮大進）（以上五位）、藤原季繩（主殿助）、藤原善行（内藏大允）、藤原忠房（右近將監）、橘公頼（左衛門少尉）、藤原朝見（右衛門少尉）、源流（左兵衛少尉）、源凝（能登介）、源等（威人）（以上六位）、及び鷹飼四人（扶桑略記は小童三人とするが、紀家集共に都二十二人とするので四人が正しい）である。この外に数十人が従つたというが、員数には入らない雑用関係の者たちであろう。総勢五、六十人の一行である。また、紀長谷雄は参加の予定であったが、馬に足を踏まれて扈從できなかつた。

右の陪從者について、法皇との関係に限つて確認しておこう。

貞数親王 清和皇子。母は行平女。延喜十六年薨（四二歳）。延喜元（901）年九月の仁和寺法華八講に陪席している。陪席者は法皇と親しい少数の者だけだったようである（紀家集）。延喜十三年亭子院歌合に方人として参列した⁽⁵⁾。また、法皇の難波御幸に陪從して詠歌す（新拾遺集七六〇）。宇多皇女の桂のみここに通いすむ（後撰集九〇二）。

源昇⁽⁶⁾ 嵯峨二世源氏。延喜十八年薨（六十歳）。昇の女貞子は宇多天皇の更衣で依子内親王の母である（本朝皇胤紹運録）。宇多朝の藏人頭で、のちに院の別当を勤めた（公卿補任・西宮記）。延喜十三年亭子院歌合に方人となる。十七年法皇より六十賀を賜わる（公卿補任・西宮記）。河原院を法皇に献じている。

藤原清経 長良の男。延喜十五年卒（七十歳）。昌泰三年二月、法皇の命により、甥忠平より參議の職を譲らる（公卿補任）。延喜元年法華八講に陪席す。十三年亭子院歌合に方人となる。

在原友子 行平の男。延喜十年卒（六十八歳）。延喜元年法華八講に陪席す。源昇とは親交があつた。父行平は法皇の秦箏の師（秦箏相承血脉）である。

源善 嵐峨二世源氏。後院別当であった（寛平御記）。道真事件に連座して出雲権守に左遷さる（政事要略）。宇佐使藤原清貢の太宰府よりの復命に、皇位簫奪計画は源善の誘引するところと道真が陳べたという（扶桑略記）。昌泰年中、宇多院々司の中心的存在である。

源敏相 出自不詳。娘は醍醐天皇の更衣となる（紹運錄頭書皇胤系図）。寛平元年四月十九日賭射の負態に舞い、「骨と称すべし」と宇多天皇に賞されている（御記）。道真事件に連座して但馬権守に左遷された（政事要略）。院司だったのである。

藤原如道 皇太后宮亮季定の男。皇太后宮は宇多母后班子女王である。寛平元年九月宇多天皇の詩宴に詠詩あり（雜言奉和）。昌泰二年三月道真室の島田宣来子の位記の使となる（北野宮寺縁起）。位記の使は縁故ある者があるので、菅原道真あるいは島田氏と縁があったのである。法皇との近さの間接的証拠である。

藤原季繩 南家真作流千乗の男。「大和物語」一〇〇段によれば、大井に住んでいた頃、亭子院のみかど（為氏本による、他本はただみかどとする）は「花をもしるくなりなばかなならず御覽せん」と言っていたが、山吹の季節になつても訪れがないので、散りぬればくやしきものを大井河岸の山吹いま盛りなりと詠んで奉つたところ、さつそく御幸があつたといふ。延喜十六年三月八日宇多院々司として加階さる（西宮記太上天皇賀事）。

藤原春仁 北家有全の男。法皇との関係は未詳。

藤原善行 南家真作流諸葛の男。玄上の弟。宇多法皇との関係はこの御幸以外は未詳。

藤原恒佐 北家左大臣良世の男。天慶元年薨（五十九歳）。宇多朝の藏人。のち右大臣に至る。法皇との血縁姻戚関係は無いようである。院

司は旧朝の藏人を中心とするのを考慮すれば、院司グループの一人であろうか。大臣に昇るほどの人物であり、何かと接觸が多いが、繁多ゆえ略す。

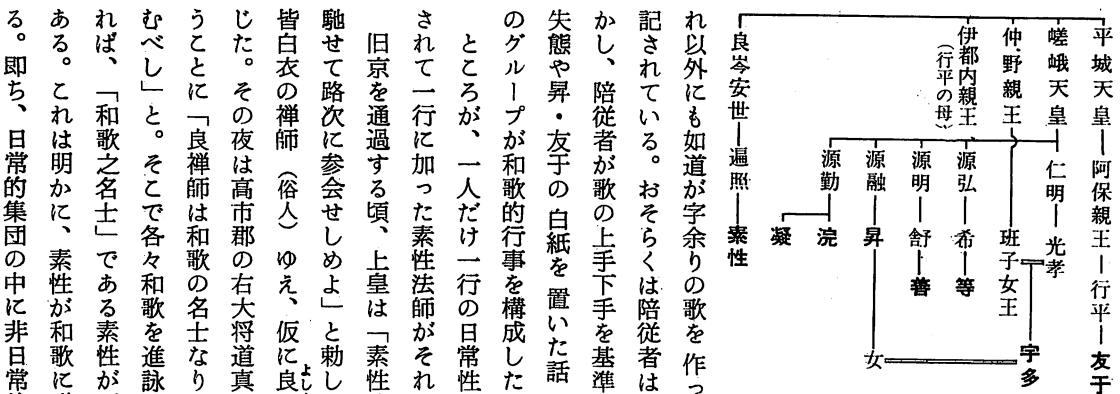
藤原忠房 京家興嗣の男。延長六年卒（古今集目録）。音楽の人。延喜八年亭子院董相撲の時、胡蝶樂を作つたという（倭名抄・體源抄）。延喜十六年法皇算賀の樂の行事である（尊卑分脈）。延喜十三年亭子院歌合では法皇から判者に指定された。二十一年春日社御幸に法皇を接待し、のちこの時の献物に添えた和歌を本にして、河原院で歌合が行われ、忠房は判者を仰せつかつてゐる。法皇の第五皇女と恋愛関係にあつた（後撰集八八一）。

橘公頼 広相の男。天慶四年卒（六十五歳）。広相の娘義子は宇多更衣である（一代要記他）。延喜十六年法皇の算賀に院司として加階さる（公卿補任）。

藤原朝見 南家真作流滋実の男。「尊卑分脈」は朝鑒（滋実男）に、「從五位下イ本云／豊後守—朝見／内匠頭／甲斐掾」と注す。朝見は朝鑒である。父滋実はこれも競狩に参加しているが、陸奥に没した時、道真は配所で「哭奥州藤使君」の詩を賦し、「日ごろ吾陰徳を被る…旧き知己を忘る莫れ」と言つてゐるので、滋実と道真是親交あつたのである。

源浣、源凝、源等の三人は嵯峨二世源氏。法皇との交渉は未詳だが、宇多法皇自身、嵯峨天皇の血を父系から承けてゐるので、血縁関係者の中に入れてよいであろう。略系図は左の如くである。

右の検討の結果、中には、善行、春仁など他の資料で法皇との交渉を確かめえない者もいるが、結じて一行は法皇と繋りの強い人々であると



「良岑安世—遍照—素性」
眞、昇、友子、善、恒佐、凝、
公頼の和歌は残っているが、これ以外にも如道が字余りの歌を作ったことは「扶桑略記」二十三日条に記されている。おそらくは陪從者は全員和歌を詠んでいるであろう。しかし、陪從者が歌の上手下手を基準に選ばれたのでないことも、如道の失態や昇・友子の白紙を置いた話（袋草紙）で明らかである。日常生活のグループが和歌的行事を構成したのである。

ところが、一人だけ一行の日常性と矛盾する人物がいる。途中から召されて一行に加った素性法師がそれである。

旧京を通過する頃、上皇は「素性法師は応に良因院に住すべし。使を馳せて路次に参会せしめよ」と勅し、馳せ参じた素性に対し、陪從者は皆白衣の禪師（俗人）ゆえ、仮に良因朝臣と号して俗法に隨うべしと命じた。その夜は高市郡の右大將道眞の山荘に留宿した。そして勅して言ふことに「良禪師は和歌の名士なり。宣しく首唱と為りて以て旅懐を慰むべし」と。そこで各々和歌を進詠した。「扶桑略記」のこの記事によれば、「和歌之名士」である素性が召されて和歌のことを首唱したのである。これは明かに、素性が和歌に堪能であることを意識した召しである。即ち、日常的集団の中に非日常的要素が混入したのである。

言える。旧朝の近臣（院司に移行した者も多いであろう）、血縁・姻戚の者が中心であって、日常生活における集団が、そのまま陪從していたと考えてよいであろう。

陪從者のうち、貞数親王、道素性が遍照の子であることは周知のことだが、素性と宇多法皇の関係を考えるとき、その二人の父親である遍照と光孝天皇にまで遡る必要がある。遍照は、これも有名な話ながら、藏人頭として時をえていたが、仁明天皇の崩御にあって出家した。仁明天皇の皇子である光孝天皇は、そのような遍照を厚遇した（古今集三四七）。藏中スミ氏⁽¹⁰⁾も言われる如く、光孝天皇即位以前から、雲林院の常康親王（光孝の弟）を通じて素性との交遊はあったであろう。宇多天皇在位中に素性から歌を召すなどしていることも、藏中氏の論文に詳しい。天皇は在位中、雲林院に行幸して遍照の子である由性を権律師に任じてもらいる（扶桑略記寛平八、閏正、六）。由性や素性も宇多天皇によく仕えてているようで、素性は天皇出家の後の山踏みにも陪從している（後撰集一〇九三など）、時折召されてい（後撰集一一四五）。仁明天皇以来親交のあった二組の親子は、「みうち」といってよいほどの親しさがあったのだと思う。前掲の系図からしても、決して遠くはないのである。

従つて、御幸での召も、ただ和歌の名士としてではなく、祖父以来の臣下である遍照の子であり、自分も親しく召したことのある素性であるからこそわざわざ召されたのである。和歌の名士ということは十分条件であろう。ただその十分条件である和歌の才を大いに發揮するよう求める所には、素性を六歌仙（後の言い方であるが）の一人である遍照の子、つまり

は、和歌における重代の者としての一面——文学的側面への傾斜がある。わけで、その分だけ素性は他の人々とは立場を異にする。一行と日常性の部分を共有しながらも、文学の側面において異質であるという、中途半端な存在とも言えよう。

こうして、素性をして首唱となし和歌のことを行わしめたのだが、この「為首唱」の実態がどのようなものかは、資料が不足して確かではない。和歌に関しては素性が全てリーダーシップをとったというのではないであろう。そのことは「袋草紙」(置白紙事)所引の御幸記によつて、歌題を源善が出していることから想像できる。

源善⁽¹⁾は、「古今集」になく、「後撰集」に四首入集しているが、道真事件に連座したという不利な条件を考慮しても、素性と並びうる歌人とは言えない。その源善が題者となつていることは、座の中心はやはり院の近親・院司たちにあつたということであろう。題者となること自体は、もちろん和歌の中心ということではないにしても、素性の役割が実作にあつたことを窺わせるものである。源善の出題——やたからす・しまのかもの杏冠で旅の歌をよめ——を、昇や友子が詠みえずに白紙を置いたときにも、「やまくらし たびのくものま かりがねの らうたくもあるか すみかゝはるもの」(素性集)とみごとに詠みこなして、一座の興を盛り上げる、実作におけるリーダーが「首唱」ということの内容ではなるうか。そのことがまた同時に旅懐を慰めることでもあらう。

確かに、素性は場の一つの中心ではあるが、それはその場が素性を軸として動いているということではないし、その集団が和歌を基準にして構成されているのでもないことは、はつきり認識しておかねばならぬ。

宮の瀧御幸における陪從者は、院の近親・院司・旧朝近臣ら、いわば「みうち」によって構成され、その中に準みうちでかつ専門的の歌人である素性が加つてゐるという具合であった。それは御幸という、ある意味では特殊な行事における構成であるから、次には、文学的行事の典型とも言える歌合の場合をみよう。宇多院主催の歌合は、内親王家の歌合も含めて、幾度も催されているが、詳しい日記の備るものは少い。中では比較的詳しい歌合日記の備る延喜十三年亭子院歌合を例にとろう。

延喜十三年亭子院歌合の人的構成は左の如くである。

頭 女六宮(左) 女七宮(右)

方人 中務卿第四親王・彈正尹第五親王・中納言藤原定方・左衛門督

有実・致行・好風等(以上左) 上野太守 第八親王・貞數親王・中納

言源昇・右衛門督清経・兼覽王・きよみち(以上右)

歌よみ 藤原興風・凡河内躬恒(以上左) 坂上是則・紀貫之(以上右)

これらの人々を簡単に紹介しよう。女六宮は宇多皇女壽子内親王で、母は有実女である。中務卿は敦慶親王、彈正尹は敦固親王で、共に母は

高藤女胤子である。定方はその胤子の兄である。「致行」(十巻本)は二十巻本では「むねゆき」であり、源宗子であろうとされている(萩谷氏)。

宗子は忠親王の男かとされている(分脈)。是忠親王は宇多天皇

と同母兄弟である。好風(萩谷氏)は平茂世の男で、茂世は宇多天皇

の母后班子女王と兄妹である。左方の女七宮は依子内親王である。母は

源昇女貞子。上野太守は第八親王敦実(母は胤子)である。貞數親王は

宮の瀧御幸に陪從した親王で、宇多皇女にすみ通つてゐることは前述し

た。「右衛門督清経」は十巻本では「清貴」、二十巻本では「右兵衛督清貴」とある。ところが、清貴は延喜十三年権中納言(兼官なし)で、

三 延喜十三年亭子院歌合の構成者

右衛門督ではない。右衛門督は當時参議の清経である。右兵衛督は當時

だが、「きよつね」「きよつら」の誤とみて、萩谷氏のあてる清経に従うべきであろう。清経も前述の御幸にいた一人である。兼覽王は惟喬親王の男。母は未詳。法皇との関係は従兄弟の子である。きよみちは誰のことか未詳。

右を、法皇との関係で整理すれば、御子五人、岳父二人、婿一人、義兄弟一人、甥一人、従兄弟一人、従兄弟子一人、不明一人となる。おそらく、不明の清経・きよみちも、法皇と血縁もしくは姻戚関係があつたはずである。頭、方人の構成はまさに「身内」そのものである。

次に「歌よみ」であるが、これについて萩谷氏は、歌数の多い者を四名挙げて代表せしめたにすぎないが、或は四人は歌合の場に儀礼的に列席したものかもしれないと言われる。同一歌人が左右両方の歌を作っているので、初めから方分けされた歌人でないことも、氏の言われるところで、仮に歌合の場に列席していたとしても、兼日題のこの歌合では、歌合の場での実質的役割は無い。歌よみは、歌を提供した段階で役目は終っているのである。

歌合の場を実際に享受するのは方人たち——宇多法皇とその近親たちである。だから、貫之たちが歌を提供し、また時として歌よみとして参列していたとしても、血縁・姻戚関係で強く結ばれている方人たちと同じに扱ってはならない。歌合歌人であることは、ただちにその方人集団の一員であることを意味しない。

そのことを端的に示す場面が、実はこの十三年の歌合にある。いよいよ歌が披講されようとする時、法皇は「この歌を誰かは聞きはやしてことわらむとする。忠房やさぶらふ」と仰せられ、「さぶらはず」と奏すと、寂々しがつたという。法皇は判者として忠房を指名した。忠房がないとなると勅判となつた。卒然と考えれば、忠房よりは貫之の方が

判者にふさわしいのではないか、一步譲って、貫之は歌合の場に列席していたらしいのだから、忠房が居なければ貫之でよいのではないか、とも思えるが、決してそのようにはならない所に、上流貴族の壇としての宇多院歌壇の特徴がある。

法皇を始めとする場の主役たちにとつて、歌合は遊びである。遊びは何より楽しくなければならぬ。従つて、判者といえども、その楽しみを損うかもしれない者は避けねばならない。萩谷氏はこの歌合の判詞を評して、君臣の垣根を隔てぬ和氣藪々たるユーモアに史的価値があると言われているが、その和氣藪々たる雰囲気は、方人たちが、院の「みうち」である所に生じているのである。君臣であるよりは、親子であり、兄弟であり、婿であり、甥であり、いとこである。

右のような集りでの判者となれば、判者の重要な条件として、院のみうちか、みうちに準ずる者でなければならないまい。この点で、既に貫之たちは失格なのである。歌についての見識は、みうちという条件を充たした上でのことである。もともと、歌の優劣自体に執しているのではないから、むしろ見識がありすぎることは、法皇の歌合の判者には不適当とも言える。歌合に限らず、法皇を始め皇親たちは、部外者でありしかも地下人である者から、とやかく判定がましいことを言われる機会を持たないであろう。そのようなことは、興冷めの最たるものであろう。

延喜十三年享子院歌合が院のみうちで構成されていることははつきりしたが、では、忠房が判者となりうるのはいかなる条件によるであろうか。忠房は延喜二十一年京極御息所慶子歌合でも判者に指定されているので、法皇が忠房に判者の資格があると考えていたことは疑いない。

忠房と法皇との関係の概略は既に述べた。ここでは、何故忠房が宇多院の歌合で重要な役割を果したか、その理由を考える。

忠房の経歴は「古今和歌集目録」「中古三十六人歌仙伝」によって知りうる。ただし、両者の記事の相異は甚しいものがある。今は伝記を作ることが目的ではないので、適宜取捨しながら、忠房のおかれた状況を考えることにしよう。

忠房の家は管絃の家である。不比等—麻呂（京家）—浜成—継彦と続いて、その息男貞敏は承和の遣唐使に随って入唐し、琵琶の秘曲と譜數十巻を持ち帰って、「本朝琵琶濫觴師也」（分脈注）と称されるに至るのだが、唐において劉二郎に学んだ時、君の師は誰かと問われて、「是れ我が累代の家風なり、更に他の師無し」と答えたという。「三代実録」貞觀九年十月四日貞敏卒伝に見える話である。貞敏によつていよいよ名声の高まつた家風は、貞敏から甥の興嗣に伝えられた。仁和元年、勅に依つて、貞敏手づから琵琶の曲を伝えたという（分脈注）。そしてその男が忠房であり、家風の正統を承けているのである。管絃における活躍の一端は既述したが、ここでは、「尊卑分脈」が「樂道長」と注していることを挙げておけば十分であろう。

管絃は独自の論も備わり、儒教の中に位置付されて、既に社会的に公認された価値を有するのに対し、和歌は、延喜五年に「古今集」が撰ばれたとはいゝ、なお独自の歌論を持つて至っていない。管絃の方が和歌よりも芸術としては格が高いのである。その管絃の名人であることは、より格の低い和歌を論評する一つの資格となりうるであろう。法皇について言えば、漢学者の大江千里に和歌を求めたりすると同一の姿勢であろう。法皇自身が管絃を能くしたこと（⁽¹³⁾）、忠房を近付け、判者とすることを容易にしたであろう。

今一つ、これは和歌に直接関係するが、忠房は、「歌經標式」の編者である浜成の末である。即ち、歌学の家であつたことになる。

忠房には残存する和歌も多くはなく、出来も人を驚かすほどではないが、当時の貴族の水準では上の部類であろう。「古今集」四首、「後撰集」七首、「拾遺集」六首（うち二首は重複）が入集している。延喜六年閏十二月十七日の日本紀竟宴の和歌では「巴提使」を得ている。

誰も子のかなしき時は身を捨て虎のしたきる名はたちぬべし

「西宮記」は、竟宴和歌について、「其中秀句、得」左兵衛佐藤原忠房」として右の歌をあげ、「代々例歌数甚多、非可書尽、仍但顯秀句」と言つてゐる。「西宮記」編者高明は、三十数首の中で忠房の歌を秀句と認めてゐるのである。貫之・躬恒等の著名な「歌よみ」を除けば、貴族の中では人並以上の作歌能力を有していたのである。浜成の末としての名と、作歌における実と、共に一級ではないが、ともかくも兼ね備えていたことになろう。

右の二項は、いはば判者としての技術的側面といえるが、法皇の歌合にあつては、十分条件に属すことである。では必要条件はといえば、法皇の「みうち」あるいはそれに準ずる関係があること、換言すれば、日常生活集團の中にあること、である。その点、忠房が法皇に近侍していたことは、宮の瀧御幸の章でも触れた。ここでは、宇多皇女五の宮（成子内親王—紀略）と忠房の間柄について見る。「後撰集」恋四に贈答歌がある。

女五のみこに

忠房朝臣

君が名のたつにとがなき身なりせばおほよそ人になしてみましや

返し

女五のみこ

たえぬると見ればあひぬる白雲のいとおほよそに思はずもがな

相思の仲でありながら、人目を忍ぶ恋であったらしい。女五のみこは寛平九年に内親王の宣旨が下っている(紀略)。忠房よりはかなり年は若いであろう。法皇としても、忠房に内親王を配すつも無かつたであります⁽¹⁴⁾が、従四位上右京大夫が最終位官である忠房には、内親王に近付き得たこと 자체が、いかに深く宇多院に係っていたかを証するものである。忠房は、院司・殿人グループの一人と言うべきであろう。

忠房は延喜二十一年の豪子歌合では実際に判者を勤めている。しかしその立場は絶対的なものではなく、法皇が判に異議をさしはさむと、「舌を巻き頭を垂れて」考え込み、まことに仰の通りと自説をひっこめる。主体はあくまでも法皇であり、場を楽しむことがなにより大事なのだから、判者といつても、自説に拘らぬ柔軟さが要求される。そのような点では、仮に地下人という身分を無視しても、「やまとうたしれる人」(古今集撰者たちのこと—貫之集八〇二)と称して見識を誇る者よりは、むしろ忠房のような者の方がよいのである。

五 地下の歌人

宮の瀧御幸と亭子院歌合の参加者を検討した結果、その中心は院の縁故者であることが明かとなつた。では、歌合などに作品を提供する「歌よみ」、貫之・躬恒たちは、宇多院の壇の中でどのように位置付けたらよいであろうか。

たとえば、法皇の社交圏(文壇、サロンと言つてもよいが)について次のような理解がある。通説化した理解であるのでやや長く引用する。

現実の権勢から離れ、風流をこととする宇多法皇のもとに、権勢・地位に淡泊な風流人、文才があつても世間的な地位に恵まれない失意の人々が集まつて来るのは当然である。右京大夫源宗子・凡河内

朝恒などは、法皇に官位昇進を暗に訴える歌を送りなどしているが、このようなことができるほど親近感のもてる、包容力のある法皇であったのである。(高橋正治『大和物語』(壇選書)一六二頁)
大和物語の作者の関心の及ぶ範囲は、権勢を離れ、もののあわれを理解する人々に限られていた。風流な人、世間的にはあまり恵まれない失意の人などがそれにあたり、宇多法皇をめぐる社交圏にはまさにそのような人々が集まつてゐるのである。(同書一九二頁)

高橋氏の『大和物語』は、「大和物語」の研究に一期を画した著書であるが、おのづから「大和物語」を通してみた、法皇の社交圏という趣があつて、それがストレートに歴史的場での法皇と同一に扱われるところに、私としては賛成できないものがある。宇多法皇の「大和物語」での描かれ方に偏りがあることは、既に述べたことがある。⁽¹⁵⁾今、繰り返して言え、たとえば第二段、法皇の山踏について、人に知られぬよう、内の御使をもはぐらかしながら修業であったと描いてゐるが、歴史資料で検すると、法皇の參詣御幸には必ず朝廷から奉問使が遣され、法皇の側からも布施料を始め諸料を求めており、法皇が通過する諸国の国衙の接待は義務であつて、怠れば朝廷に責を受けるのである。行為は風流であつても、それを支えるものは、朝廷の援助であり、法皇(太上天皇)の権威である。ここでは「大和物語」そのものに立ち入ることは避けるが、「大和物語」の記事も一度歴史的場に引き戻して意味を考える必要がある。

これまでに検討したところでは、まさに身分が問題であり、地位に恵まれない人々というよりは、むしろ恵まれた人々が中心であった。風流人が多いという点は確かにその通りであるが、親王・皇統の人々には、宇多院周辺に限らず、風流人が多いのであって、皇室系サロンには共通

した特徴であろう。それが生活集団である限り、いかなる集団であっても、身分による、血の遠近による区別は厳として存在するのであり、それはいまさら言うまでもない、平安貴族の生活を貫く最も強固な基準である。法皇という最高の身分の者が主人である生活圏で、皇親や地位に恵まれた者が中心になることは、ごく自然なことである。

地下人である貫之や躬恒は、仮に歌合に列席していても、歌合の場での発言権はなかった。「内の御歌いかでか負けむ」と、御製を勝とし、貫之作を負とする勅判を、ただ離れた所で聞いていただけだったであろう。延喜十三年亭子院歌合に限らず、貫之たちは和歌を多く提供しているから、宇多院文壇（サロン）の一員であると言つても、決して誤りではない。しかし、そのことを以て、宇多院サロンは、何か地位の無い者も自由に入れる、開放的なサロンを想定するなら、宇多院サロンの理解としては正しいものではない。

法皇と地下歌人の交渉の有り方の具体的な例として、躬恒の場合について考えてみよう。躬恒と法皇の交渉については、峯岸義秋氏の『平安時代和歌文学の研究』と山口博氏の『王朝歌壇の研究 宇多醍醐朱雀朝篇』とに詳しく述べられているので、それらを参考にしながら検討を加える。

まず、延喜十六年石山寺御幸のことについて述べる。法皇の石山寺御幸の時、近江介兼輔は法皇を接待すべく、躬恒に屏風歌の詠作を命じている。「躬恒集」（一六八）に詳しい詞書がある。

同十六年九月廿二日近江介の消息云、法皇明日石山御幸あるべし、いとまあらば今日ゆくべし云々。仍まかりたれば屏風障子等あり。これに所々おもぶきを可題とあれば、夜のうちによみたるを、やがて汝かけとあるを、いなぶれど、なをとあればかきはべりぬ。法皇経一宿て、御舟にて瀬田にのぼらせたまふ。

橋のもとに舟つなぎて、介ものどもたてまつる。介、かたらひていはく、くりやぶねにのりて御舟にぐしてさぶらふべしと。すなはちこのうたを、

いつみにてしづみはてぬと思ひしを今日ぞあふみに浮ぶべらなる。その夜の間に屏風を仕上げた躬恒は、当日、兼輔の口添えで厨舟に乗つて御舟近くに侍ることができた。その時、すかさず、官位の沈滞と浮昇への期待を込めた歌を奉っている。兼輔としては、屏風障子のみかえりとして法皇に近侍するチャンスを与えたのであろうが、躬恒にとっては、このような機会でなければ、法皇に近付くことも、歌を奉ることも難しいのであろう。法皇に近付く機会を作ってくれた兼輔に対してさえ、周知の如く、貫之の仲介によって近付きえたのである。なお、山口氏が、躬恒を選んだのは兼輔でなく、法皇の指名とされるのに従えないと、國司が用意する接待用の屏風障子の歌人を、法皇が指名するとは見えられない。

なおまた、躬恒のような「歌よみ」を侍らせること自体、法皇に対する接待の趣向でもある。「大和物語」一七二段に、やはり石山御幸の時、接待等による国費を心配した近江守が「国ほろびぬべし」と嘆いていると聞いた法皇は、他國の御庄に仰せて御幸を行つた。ために、嘆き恐れた近江守は、帰途を打出浜に待ちうけて、さまざま美を尽した趣向で接待したのだが、その時、六歌仙の黒主を浜辺に一人待らせて歌を詠ましめている。また、前にも、殿上人の逍遙に歌人を一人二人伴なうことを記したが、石山御幸における躬恒の役割も、これに準ずるものである。

躬恒には誰かの仲介なしには法皇に近侍する機会は無かつたであろうことは、「躬恒集」（二二五〇）の次のような歌からも察しうる。

家に待けるかつらの木を、亭子院にほりて奉るとしてよめる

ことのはをつきのかつらにえたなくは何につけてか空につてまし
院からの求めなしに、躬恒が一方的に桂の木を奉るというのも変だか
ら、木は院が求めたのであるが（桂木の存在を知ったのは誰かの言上によ
るであろう。あるいは、院の者が勝手に躬恒の木を選んだかもしね）。例え
ば、貫之女の「ちよくなれば」の説話のように）、歌詞には、桂の枝がな
かつたら言伝できなかつたであろうという。日常、直接に物言うことは
無かつたのであろう。

「大和物語」三三段には、「躬恒が院によみてたてまつりける」とい
う簡単な地の文の愁訴の歌があるが、これもやはり、何かのチャンスの
時の詠と考るべきであろう。「躬恒集」には他にも亭子院で詠んだ歌
もあるが、事情は同様であろう。

躬恒が、忠房や兼輔のような仲介者に引かれながら、時折院に近侍す
る機会を持っていたことは事実である。歌合の歌なども、方人のつてに
よつて詠進していたのである。時として歌合に列席することも有つた
かもしれない。そのような機会を得ることができた最大の理由は、もち
ろん秀れた歌才を持っていたことにあるのもまちがいない。とはいへ、
和歌という特別な才能を持つた官人である躬恒が、院に交りうるのはそ
こまでである。それ以上は身分の差がありすぎてどうにもならない。彼
等は「歌よみ」である以前に、和泉権掾（従八位下相当官）で終つた下級
官人なのであって、官位、家柄、血縁等が支配するグループの中に、そ
の中核的構成員として加わるにはどの点をとつても条件を充きない。

事情は、貫之、忠岑、是則等のいわゆる「専門歌人」と呼ばれている文
学者たちに共通することである。文学的側面から見れば、院で行われる文
学的行事では、作品提供者という重要な役割を果しながら、その作品享

受の場ではほとんど無視された存在である。山口氏は、「専門歌人は必
要によって宫廷サロンをかざるアクセサリーを作るアルチザンにすぎな
いのである」（前掲著四五〇頁）と言われているが、歌壇的見方としては
正しいと思う。私は、そのような「専門歌人」の、貴族の壇（サロン）
における有り方を、「歌人」としてだけでなく、生活全体の中で位置付
けたかったのである。

六 大井河御幸和歌

法皇の文学的生活においては、「専門歌人」は端役でしかないのだ
が、ただ一度、彼らが晴れの場に臨んだことがある。延喜七年の大井河
御幸の和歌がそれである。「文人を召して眺望九詠の詩を賦せしむ」
(紀略) というが、それらしい漢詩は残つておらず、かえつて貫之の和歌
序やそれに符号する和歌が残つていて、「詩」とは和歌のことであると
も、和歌と漢詩と両方作られたとも、さまざまに議論がある。しかし、
今問題にしようとしているのは、なぜ法皇のもとでかかる形式の整つた
和歌行事が行い得たかということである。これまで見てきた例からすれば、
明らかに異質な催しなのである。

現在知られている献歌者は、貫之、躬恒、忠岑、是則、頼基、伊衡の
六人である。この中、忠岑は実際には不参加で、後になつて歌だけ詠じ
たのではないかという説もある（山口氏説）。

貫之、躬恒、忠岑、是則については、この行事の歌人としての資格を
改めて云々することは必要ないであろう。

頼基は当時二十五歳の最年少者で、歌人としてもまだ名は高くない時
期である。法皇との関係が深く、延喜十三年歌合に詠歌したのを始め、
家集には、院で詠んだ歌が散見する。あるいは、院司・殿人のような立

場であったのかもしれない。

伊衡は敏行の男である。敦慶親王家別当を勤めている（大和物語一七〇段）。亭子院賜飲記（紀家集）にも名が見えていて、宇多院グループの一人である。官は参議に至っており、前五人と身分的には一線を画す。敏行の男ということで、当時は「歌人」として遇されている。詳しいことは拙稿「藤原伊衡伝」⁽¹⁷⁾を参照されたい。

六人のうち、四人は延喜七年当時でも既に名の通った歌よみである。

頼基と伊衡の二人は、宇多院の近臣の中ではやや実作に長じていて、このような歌よみを対象とし、漢詩風の題で、しかも序を備えている例は、法皇の御幸における和歌はもとより、かかる歌会もない。漢詩との対比で言えば、詩宴で、詩人（博士文章生などの専門詩人）が召されて、詩序を伴つて賦される形式に等しい。漢詩の形式が和歌に応用された趣である。院の中では、前述の通り、みうちにて娛樂的な会が催されていたのであるから、法皇自身の企画と考えるにはあまりに落差が大きい。法皇自身の企画ではないであろう。

御幸には必ず接待を受け持つ人々がいる。先の石山御幸の兼輔や近江守がそうであるし、大井河のような近い所でもやはり同じであろう。どのような趣向で法皇を楽しませるか、工夫のしどころもある。そしてこの和歌行事も、御幸の娯みの一つとして発案されたものであろう。

延喜七年は「古今集」の延喜五年から二年を経るのみで、なお補訂作業の継続中である。「古今集」の評価は当代の貴族にあっては必ずしも好意的ではなかつたらしいが、やはり「古今集」の撰進は時代の新しい動きとして認識されたであろう。そのような「古今集」撰進の緊張の中で、法皇の御幸の世話をあたつた者の誰かが、計画したのではなかろうか。整然たる形式は、法皇好みというよりは、行事にあたつた者や貫

之たちの意識の反映であるようと思う。法皇も、御幸は和歌行事が全てではないのだから、一興として受け入れ楽しんだのである。

この後、このような試みはなされていない。法皇歌壇の限界である。換言すれば、いかに法皇の歌壇（サロン）が閉鎖性の強い、生活集団を基盤としたものであったかを示すとも言えよう。

七 生活集団としての宇多院歌壇の構造

これまでの検討の結果、宇多院歌壇（文壇・サロン）の構造を人的側面から整理すれば次の様にまとめられるであろう。

〔1〕第一義的構成員——皇親、姻戚関係者を始め、院司・旧朝以来の近臣たち（院の殿上人でもある）を中心とする、院の日常生活集団である。

〔2〕第二義的構成員——右の周辺にある作品提供者としての歌人たる。この人々は更に二つのグループに分けうる。

(1) 法皇の意向によって召される者で、「1」の人々に準ずる。歌人というだけではなく、法皇と「1」に準ずる関係があるのを原則とする。例せば、素性法師、頼基、興風⁽¹⁸⁾など。伊衡・忠房は「1」に入れる。

(2) 法皇とは個人的な関係なしに、社会的に定まった評価、例えば古今集撰者などという名声によって、或いは、「1」の人々との繋りによって、作品を提供する者。作品提供が主要な役割だから、「1」の人々と共に楽しみを共有することも原則としてない。貫之、躬恒、忠岑など。

一人一人がどのランクに属するかとなれば、なかなか難しい問題である。

るが、基本的には右のような位置付ができるであろう。ここでは「1」を更に細分することはしなかったが、これも、法皇との親疎、身分の上下による差があろうことは言うまでもない。特に、院司・殿人などは、身分差が大きいので、下級の院司は「1」の中には入れない方がよいである。

中下級院司たちはまた別のグループとして小さな壇を形成することがあるのは、延喜十六年七月七日庚申亭子院殿上人歌合に見られる所である。この歌合は亭子院の殿上人たちが、有心の人無心の人を選別しようと言っているうちに、十六年の七月七日が庚申にあつたので、自分是有心だと思っている者たちは「七夕の逢ひての後思ふらんこと」を題として当座の歌合を行った。歌人等一切不明で、萩谷氏は、他の文献資料によつても歌人が判明しないところから、有名歌人によつて構成されたものではないだろうと言われる。また、十巻本歌合がこれを雑の部の、藏人所や帶刀陣における歌合と同列視していることに、贊意を示している。

殿上人の実態は全く不明であるが、おそらくは中下級殿上人による会だったのであろう。そもそも、有心だ無心だと区別しあうことは、皇親や公卿クラスの殿上人のなすところではあるまい。確かに、天暦十一年二月藏人所衆歌合と同趣の歌合と見てよいであろう。

このようないわば下位グループの壇は、広義には宇多法皇の壇に含めてもよいが、狭義には法皇とは独立したものと見なすのがよいであろう。同様に、後宮の壇——温子サロン、慶子サロンなども二面性を持つ壇と考えるのがよい。個々の生活にさまざまの側面——たとえば、法皇の后であるという一面、女房たちの主人であるという一面、また基経の女であるという一面があるようだに、生活集団を基盤とする集りは、そ

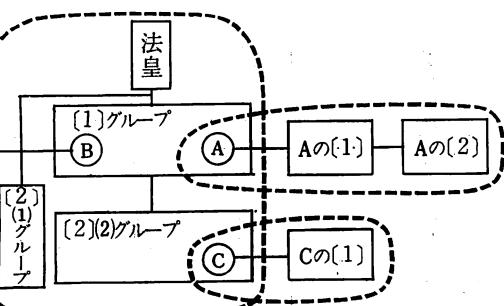
れぞれの側面でそれぞれの繋りを、つまりは壇を形成しているのであるから、それを一つのものとして理解するのは困難である。法皇の社交圏の下に親王のそれがあり、更に定方のがあり、更に次々と広がって、それらを統括するのが法皇の社交圏であるというような、ピラミッド型の理解でなく、鎖型の、或いは網型の理解をすべきである。

宇多法皇の壇を鎖の一つの環、網の一つの結節点として、構造のモデルを作れば、次図のようになろうか。

「1」「2」の分類は前述のグループである。法皇の壇に属する④には、Ⓐの「1」グループ、即ち④の生活集団があり、その周辺部には「歌人・詩人」の「2」グループがある。この場合、④の身分が低くなればなるほど、「2」グループとの間隔が縮まり、「2」は「2」(1)グループで占められることになる。つまり「2」(2)グループは存在しなくなる場合もある。

法皇の「2」(2)に属する○にはまた○には

「1」グループがあつて壇を形成する。この場合には「2」は考えなくていいであろう。



各壇の構成員は固定したものでなく、法皇の壇の「2」(2)が同時に④の壇の「2」であつたりするのは言うまでもないことである。

右のようなモデルは、基本的に、宇多法皇だけではなく、貴族の文壇には皆あてはまるものであろう。たとえば、藏人の壇を考えると、藏人集団は一種の生活集団であるが、彼等は

逍遙などに歌人を召し連れてゆくことがしばしばである。今、藏人集団を「1」とすれば、それに随伴する「専門歌人」たちは、「2」である。また、斎宮規子内親王の女房集團を「1」とすれば、内親王に仕える源順は「2」(1)と言えよう。

4

法皇の歌壇（和歌的生活層）の中心的メンバーは「1」に属する人々であるが、その中で、やや特異な役割を果した人がいた。宮瀧御幸に献題者となりた源善、歌合に判者となつた藤原忠房、大井河御幸に「専門歌人」に混つて詠歌した藤原伊衡などである。三人とも院司・殿人グループであつて、「1」に入れることには問題はない。

この人々は、文学的行事において特定の職能的役割を果している。これを歌壇の人的構造の面から見たとき、彼等は一つの職能層として把握

されるべきである。貴族社会では身分差が画然としており、見たとおり、とりわけ上流貴族社会では生活圏に属さない者を閉め出してしまって傾向があるので、文学的行事においても、生活集團の中から人をまかなければならぬことになる。それで、どうしても生活集團の中に、晴の場で、賀の歌を詠んだり、歌会で活躍したりする「歌よみ」の存在を必要とする。そのような役割を果したのが、忠房であり、伊衡であつたと考える。

このような「歌よみ」の存在は、法皇歌壇固有のものではなく、宫廷歌壇を典型として、上流貴族の歌壇に共通するものであろう。延喜期でいえば、他に、敏行、兼茂、兼輔、公忠などを挙げうる。身分は、四位五位の通貴クラスである。

これらの「歌人」たちを何と呼べばよいだろうか。「専門歌人」といえば、貫之たち地下歌人が典型と考えられるし、明らかに活躍の場が異なるので、別の呼称を考える方がよいであろう。貫之たちと区別される

最大の要因は、身分——それに伴う活動の場の違いにあると考えるので、その点で区別する。官人を区別して、公卿、殿上人、地下と分けることがある。公卿は三位以上（参議は四位も）、殿上人は四位五位で昇殿を許された者（藏人は六位も）、地下は昇殿を許されない者をいう。そこで、彼等が通貫クラス（公卿となつた者も「歌よみ」として活躍するのはこの時期）であることを重視し、貫之ら地下歌人とは反対概念ということもあり、「殿上人クラスの歌人」という意味で、「殿上人歌人」⁽²⁾と仮に称しておきたい。殿上人というのは階層の称というよりは、資格の称であるが、殿上人は天皇の日常生活圏への参入の資格でもあるから、「殿上人歌人」の職能を、天皇の遊宴歌会での詠頌賀歌・献題等が典型であると考えれば、「殿上人歌人」といつても的はずれということにはならないであろう。

歌人の中から、職能的に「専門歌人」を抽出して論ぜられることは既に久しいが、地下の「専門歌人」の役割とも異なる、一つの職能歌人群を「殿上人歌人」と呼んで貴族生活圏を基盤とする歌壇の中に位置付けたいと思う。これまで、伊衡を、屏風歌や賀歌があることを以て「例外的」に専門歌人に数えたり、兼輔は屏風歌も賀歌も歌合歌も、即ち専門歌人の条件とされる「晴の歌」があるにも拘らず、専門歌人と呼ぶ研究者はいなかつた。そのようなあいまいさも「殿上人歌人」という職能的存在を考えることによってある程度解決できるよう思う。その歴史的な役割や、個々の歌人の類別等については、稿をあらためてやや詳しく述べたい。

1 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」（『延喜天暦時代の研究』吉川弘文館

所收

- 2 「文壇」と言っても生活圈・生活集団の文学的側面からの呼称に他ならない。本稿では、生活集団「文壇」、歌壇、サロンを厳密には使い分けしていない。
- 3 金子彦一郎『平安時代文学と白氏文集』第二章第二節「宇多天皇の御好文」など。詩人は歌人の場合とはやや事情が異なる。別に考えたい。
- 4 小沢正夫『古今集の世界』(瑞應書)にやや詳しく扱っている。
- 5 歌合の資料は萩谷朴『平安朝歌合大成』による。以下同じ。
- 6 昇と宇多法皇の関係については、拙稿「河原院の文学的伝統と宇多天皇」(平安文学研究 第五十二輯 昭和四九年七月)に述べた。
- 7 注6拙稿参照。
- 8 渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究』(吉川弘文館 昭和四七年十一月)第三編第三章「嵯峨院司の研究」
- 9 抽稿「藏人所の文学的活動について」(国語と国文学 昭和四七年六月)
- 10 「素性小考」(1)(2)(3) (帝塚山学院短期大学研究年報十五・十七号 昭和四二・四四年)
- 11 渡辺富美子「後撰集におけるよみ人しらす表記」とくに源善をめぐってーー(愛知大学文学論叢四三輯 昭和四五年三月)
- 12 村瀬敏夫氏は「きよひら」の誤として、法皇の甥源清平をあてている(『古今集の基盤と周辺』一七八頁)。
- 13 山口博『王朝歌壇の研究宇多醍醐朱雀朝篇』(桜楓社昭和四八年)一二三頁にはその一班が示されている。
- 14 「大和物語」二十三段によれば、女五のみこは元平親王と結婚している。
- 15 抽稿「大和物語の史実と虚構」(福岡教育大学国語国文学会誌十八号 昭和五十年十一月)
- 16 西本願寺本二八八番に「みがくれてふけるのうらにありし石は老のなみにぞあらはれにける」がある。これは「大和物語」三〇段に「亭子の帝に紀の國より石つきたる海松をなむ奉りけるを題にて人々たよみけるに」という事情で宗子の歌があるとの同時の詠である(山口氏前掲著にも指摘)。宴席でのことと考えられるが、どのような手順を経てその場に朝恒が居たかは不明。やはり、仲介者を考えるべきであろう。
- 17 文学研究(九州大学)七二輯 昭和五十年三月。この拙稿では、貫之ら「専門歌人」との異質性は指摘したが、後述の如き「殿上人歌人」というどちら方はまだしていない。
- 18 村瀬敏夫『古今集の基盤と周辺』第六章「古今集と貴族社会」 古今集撰進にも役割を果したと言われる時平を、私は想定している。
- 19 20 「古今集目録」に「字院藤太」とあり、宇多院司だったと思われる(山口氏前引著一三三頁参照)。
- 21 山口博氏は、定方、兼輔の二人を「殿上侍臣歌人」と呼んでいるが、職能層という考え方ではない。呼称は「殿上人専門歌人」でもよいかと思うが、「専門」の語はなるべく避けたいのである。そもそも、いわゆる「専門歌人」にあたるような人々は、当時の言いかでは単に「歌よみ」という言いかなのであろうと思う。
- 22 上野理『後拾遺集前後』(笠間書院昭和五一年)序章「平安朝和歌史における藝と晴」に研究史が簡潔にまとめられている。